

生物由来製品感染等被害救済制度

この制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づいた公的な制度です。

どのような制度なのですか？

生物由来製品*を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介した感染などにより、入院治療が必要な程度の疾病や日常生活が著しく制限される程度以上の障害などの健康被害を受けた方に対して救済給付を行う公的な制度です。感染後の発症を予防するための治療や二次感染者なども救済の対象となります。

平成16年4月1日以降に使用した生物由来製品を介した感染等による健康被害が救済の対象となります。

*生物由来製品とは

人その他の生物（植物を除く）に由来するものを原料または材料として製造される医薬品や医療機器などです。例えば、医薬品では輸血用血液製剤やワクチンなど、医療機器ではブタ心臓弁やヘパリンを塗布したカテーテルなど様々な種類のものがあります。

救済給付の請求は どのようにしたらいいのでしょうか？

給付の請求は、健康被害を受けた本人またはその遺族が直接、医薬品医療機器総合機構（PMDA）に対して行います。その際に、医師の診断書や投薬・使用証明書、受診証明書などが必要となります。救済給付の請求については、医薬品医療機器総合機構（PMDA）へご相談ください。

救済制度についてのご相談および詳細は

■ 医薬品医療機器総合機構（PMDA）では、制度の仕組みを解説したパンフレットおよび請求用紙などを無料でお送りします。また、ホームページからダウンロードすることもできます。

ホームページの
ご案内

<http://www.pmda.go.jp>

- 制度の仕組み
 - 医療費等請求手続き
 - 請求書類ダウンロード
 - 生物由来製品一覧
 - 障害の程度
 - 給付額一覧
- などについてご案内しています。

救済制度
相談窓口

電話番号：0120-149-931（フリーダイヤル）
受付時間：[月～金]9時～17時（祝日・年末年始を除く）
Eメール：kyufu@pmda.go.jp



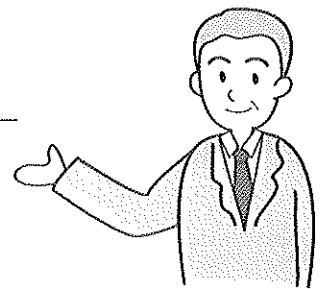
● 救済給付の対象とならない場合があります。

次のような場合は、生物由来製品感染等被害救済制度の救済給付の対象にはなりません。

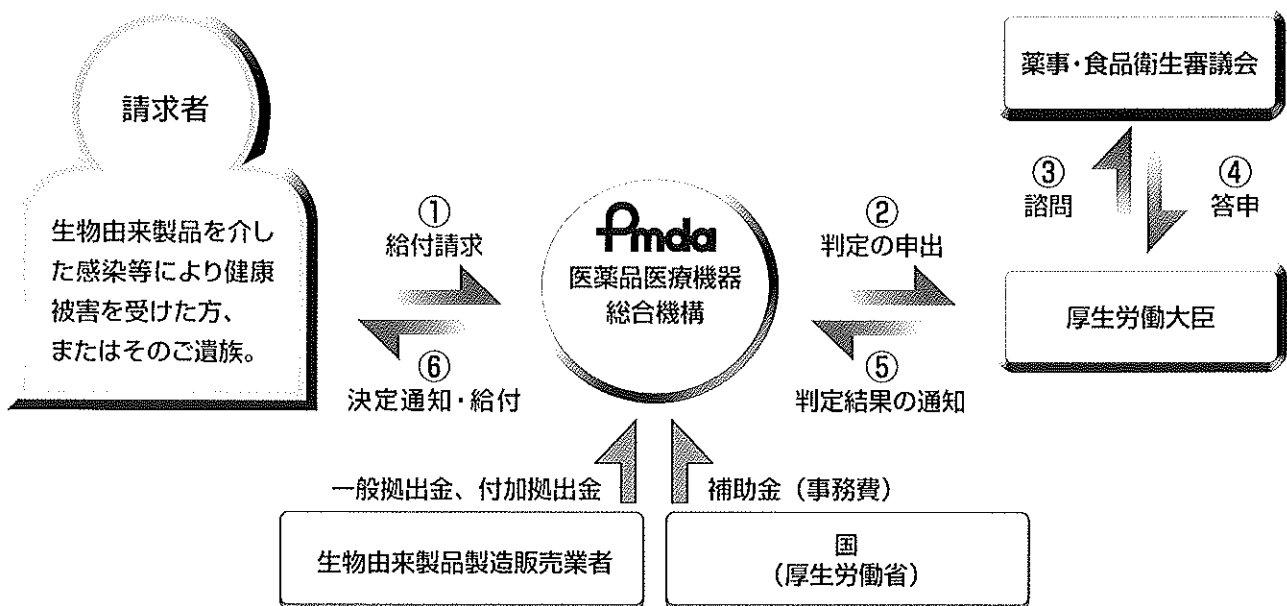
- 1 生物由来製品の使用目的・方法が適正であったとは認められない場合。
- 2 生物由来製品を介した感染等による疾病において、健康被害が入院治療を要する程度ではなかった場合などや請求期限が経過した場合。
- 3 生物由来製品の製造販売業者などの損害賠償責任が明らかな場合。
- 4 救命のためにやむを得ず通常の使用量を超えて生物由来製品を使用したことによる健康被害で、その発生があらかじめ認識されていたなどの場合。
- 5 法定予防接種を受けたことによるものである場合（予防接種健康被害救済制度があります）。
なお、任意に予防接種を受けた場合は対象となります。

● 給付は、7種類あります。

- 疾病（入院治療を必要とする程度）について医療を受けた場合
……………① 医療費 ② 医療手当
- 一定程度の障害（日常生活が著しく制限される程度以上のもの）の場合
（機構法で定める等級で1級・2級の場合）
……………③ 障害年金 ④ 障害児養育年金
- 死亡した場合 ……………⑤ 遺族年金 ⑥ 遺族一時金 ⑦ 葬祭料



救済給付の流れ



救済給付業務に必要な費用は、救済給付の支給に要する費用および救済給付業務の運営に必要な事務費の一切を含むもので、法律により生物由来製品の製造販売業者から、毎年度、機構に納付される拠出金が充てられるほか、事務費の一部については、国庫から補助されています。

★救済給付の決定に不服があるときは、厚生労働大臣に対し、審査申立てをすることができます。

救済制度については、医薬品医療機器総合機構（PMDA）にご相談いただくか、ホームページをご覧ください。